

○大洗町環境基本条例  
(平成19年3月15日条例第8号)  
改正  
平成27年9月3日条例第27号  
平成29年3月10日条例第8号

## 目次

第1章 総則(第1条―第9条)  
第2章 環境の保全及び創造に関する指針(第10条・第11条)  
第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第12条―第24条)  
第4章 地球環境の保全(第25条)  
第5章 大洗町環境審議会(第26条―第31条)  
第6章 雑則(第32条)  
附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、水と緑に囲まれた本町の自然環境を現在及び将来にわたって保全し、快適で住みよい環境を創造することについて、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、より住みやすい町を目指し、併せて町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (環境の保全及び創造に関する理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保し、及び水と緑に恵まれた本町の自然環境を保護するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人類共通の重要な課題である地球環境保全を国際的協調の下に積極的に推進することを旨として行われなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境の保護に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に努力する責務を有する。

### (滞在者の責務)

第7条 観光旅行等で本町に滞在する者は、第5条に定める町民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

### (環境基準の確保)

第8条 町、町民及び事業者は、国が定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

### (年次報告)

第9条 町長は、毎年必要に応じて、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告

書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第11条 町長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第12条 町は、緑化を推進し、動植物を保護し、その他自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第13条 町は、歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第14条 町は、地域開発計画、都市計画、産業振興計画等の策定に当たっては、土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形成の変更をいう。)により、良好な環境が損なわれることのないように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第15条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第16条 町は、科学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、水源の保護並びに河川及び湖沼の浄化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

第17条 町は、必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第18条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、廃棄物及び下水道の公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の確保)

第19条 町は、火災、水害、地震災害その他の災害の発生を予防し、又は拡大を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、道路交通環境の整備その他町民の交通安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、ごみ等の散乱を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、ふん害等を防止し、清潔で美しい生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

5 町は、空き地及び廃屋が放置されることにより生ずる防火上、防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

6 町は、建築物による日照障害及び電波障害を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の促進)

第20条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進等)

第21条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるよう、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(監視体制の整備)

第22条 町は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視体制を整備するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第24条 町は、町民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化運動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 地球環境の保全

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第25条 町は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力し、地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

## 第5章 大洗町環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大洗町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第27条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び審議を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全に関すること。

(組織)

第28条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について、必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成27年9月3日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成29年3月10日条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。